

# 地域コミュニティ交付金

## 【令和4年12月大雪災害対応追加分】

令和4年12月の大雪災害で倒れた木や竹の除去にご尽力いただいたみなさま、本当にありがとうございました。

しかしながら、除去できていない倒木、倒竹が住民生活に支障をきたしているという要望を受け、**危険度の高い箇所**について地域コミュニティ交付金の追加申請を受け付けます。

### ●交付対象

集落や自治会

※個人での申請は対象外です。

※令和4年度実施集落も申請できます。

### ●交付額

世帯数に関わらず対象経費に対して

上限20万円（交付率10/10）

### ●対象事業

令和4年12月の大雪災害復旧を目的とした事業

※危険度の高い箇所を優先します。

※支所・行政サービスセンター職員による現地確認を実施します。

### ●対象経費

交付対象事業にかかる経費

伐採費、運搬費、処分費、

消耗品、保険料、委託料、

手数料、燃料費、備品購入など

（活動に関係ない支出は対象となりません。）

●追加交付申請受付期限 令和5年8月31日

例えばこんな事業…

●地域内の倒木・倒竹の伐採、運搬、処分

※上記の記載の事項以外については、通常の佐渡市「地域コミュニティ交付金」のご案内に準じます。

申請  
お問い合わせ

佐渡市役所 各支所・行政サービスセンター  
（地域支援係） まで

- 両津支所（電話 0259-27-2111）
- 佐和田行政サービスセンター（電話 0259-57-2111）
- 新穂行政サービスセンター（電話 0259-22-3111）
- 真野行政サービスセンター（電話 0259-55-3111）
- 羽茂支所（電話 0259-88-3111）

- 相川支所（電話 0259-74-3111）
- 金井地域センター（電話 0259-63-3843）
- 畑野行政サービスセンター（電話 0259-66-3111）
- 小木行政サービスセンター（電話 0259-86-3111）
- 赤泊行政サービスセンター（電話 0259-87-3111）